表一札幌高等専修学校商業実務高等課程経理科の項の次に次のように加える。

札幌スクールオブミュージック&ダンス専門学校文化・教養高等課程総合芸術科	平成二十七年四月一日

表一札幌スクールオブミュージック専門学校文化・教養高等課程総合芸術科の項中「平成二十七年三月一日」の下に「(平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加える。

表六山形女子専門学校家政高等課程服装高等科の項中「平成元年三月一日」の下に「(平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加える。

表十一真英舎学院情報文化高等専修学校衛生高等課程調理技術科の項から真英舎学院保育福祉専門学校教育・社会福祉高等課程福祉科の項までの規定中「平成二十一年四月一日」の下に「(平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加える。

表十三杉並高等専修学校工業高等課程総合技術科の項中「平成二十三年四月一日」の下に「(平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加え、同表宮川文化服装専門学校服飾高等課程服装科の項の次に次のように加える。

武蔵野学芸専門学校文化教養高等課程国際芸術学科	平成二十九年三月一日

表十三吉崎家政高等専修学校家政高等課程家政科の項中「平成十四年四月一日」の下に「(平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加える。

表十四横浜デザイン学院文化教養高等課程国際コミュニケーション科の項の次に次のように加える。

横浜デザイン学院文化教養高等課程総合デザイン科	平成二十七年四月一日

表十四横浜デザイン学院文化教養高等課程デザイン科の項中「平成十九年三月一日」の下に「(平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加える。

表十九専門学校長野外語カレッジ文化教養高等課程国際科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「(平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加える。

表二十一中遠調理師家政専門学校衛生高等課程調理師科の項中「平成五年三月一日」の下に「(平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加え、同項の次に次のように加える。

中遠調理師専門学校高等課程調理師科	平成二十七年四月一日

表二十二精和学園文化・ファッション専門学校文化・教養高等課程総合教養学科の項の次に次のように加える。

精和高等専修学校文化・教養高等課程総合教養学科	平成二十七年四月一日

表二十二精和総合文化専門学校文化・教養高等課程総合教養学科の項中「平成十七年四月一日」の下に「(平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加える。

表二十三中部ライテクビジネス専門学校家政高等課程ビジネス科の項の次に次のように加える。

徳風技能専門学校商業実務高等課程国際ビジネス科	平成二十七年四月一日

表二十三三重高等商業専修学校商業実務高等課程国際ビジネス科の項中「平成十六年四月一日」の下に「(平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加える。

表二十六関西テレビ電気専門学校工業高等課程電気テレビ科の項中「関西テレビ電気専門学校工業高等課程電気テレビ科」の下に「(昼間部3年制)」を加える。

表二十七神戸スポーツアートＣｏｃｏｒｏ専門学校文化・教養高等課程総合アート学科の項中「平成二十五年四月一日」の下に「(平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加え、同表専門学校アートカレッジ神戸芸術高等課程総合アート学科の項の次に次のように加える。

専門学校アートカレッジ神戸文化・教養高等課程総合アート学科	平成二十七年四月一日
専門学校神戸カレッジ・オブ・ファッション服飾高等課程高等部	平成二十七年四月一日

表二十七専門学校神戸カレッジ・オブ・ファッション服飾高等課程高等本科の項中「平成十五年四月一日」の下に「(平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加える。

表三十六専門学校禅林学園文化教養高等課程普通科の項中「平成十七年三月一日」の下に「(平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加える。

表三十九北九州市立戸畑高等専修学校家政高等課程被服生活科の項中「平成三年三月一日」の下に「(平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加え、同項の前に次のように加える。

北九州市立戸畑高等専修学校家政高等課程クリエイティブ・ファッション科	平成二十九年四月一日

表三十九専門学校すみれ服装学院家政高等課程服装デザイン科の項の次に次のように加える。

専門学校東京国際ビジネスカレッジ福岡校商業実務高等課程国際総合学科	平成二十八年三月一日

表三十九福岡女子商科専門学校商業高等課程商業科の項の次に次のように加える。

福岡スクールオブミュージック高等専修学校文化・教養高等課程総合音楽科	平成三十年三月一日

表四十四宮崎情報ビジネス専門学校文化・教養関係高等課程キャリア総合学科の項中「平成二十五年三月一日」の下に「(平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加え、同項の次に次のように加える。

宮崎情報ビジネス専門学校文化・教養高等課程キャリア総合学科	平成二十六年四月一日
宮崎情報ビジネス専門学校文化・教養高等課程キャリア総合学科(通信制)	平成二十八年三月一日

表四十五タラデザイン専門学校文化教養高等課程デザイン美術科の項中「平成二十三年四月一日」の下に「(平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。